

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社アイセイホールディングス 代表取締役 櫻井 秀秋
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区有楽町一丁目12番 1 号
【報告義務発生日】	平成28年 3 月23日
【提出日】	平成28年 3 月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アイセイ薬局
証券コード	3170
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社アイセイホールディングス
住所又は本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成28年1月14日
代表者氏名	櫻井 秀秋
代表者役職	代表取締役
事業内容	株式保有による事業活動の支配管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社アイセイホールディングス 代表取締役 櫻井 秀秋
電話番号	(03) 6269 - 9701

(2)【保有目的】

発行者の経営権の取得及び重要提案行為等を行うこと。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対し、その有する発行者の普通株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、発行者の新株予約権者の全員に対し、その有する発行者の新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定です。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,154,332		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,154,332	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,154,332
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月23日現在）	V 2,312,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	93.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	93.18

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年 3 月22日	株券（普通株式）	2,154,332	93.18	市場外	取得	5,300

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成28年 3 月23日付で、株式会社みずほ銀行（以下「本貸付人」といいます。）との間で、提出者が取得し所有する発行者の普通株式及び新株予約権の全てについて、本貸付人からの借入れの担保として差し入れることを内容とする「担保権設定に関する協定書（借入人保有資産）」を締結しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	5,161,000
借入金額計（X）（千円）	6,256,959
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	11,417,959

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
株式会社みずほ銀行（日本橋支店）	銀行	林 信秀	東京都中央区日本橋室町4-3-18	2	6,256,959

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地